

<本通知のポイント>

「まん延防止等重点措置」適用の期限の延長を受け、令和4年（2022年）1月20日付け教義第1005号、教特第497号、教体第1198号による対応を、令和4年3月6日（日）まで延長することについてお知らせします。



教義第1067号

教特第549号

教体第1279号

教人第1670号

令和4年（2022年）2月10日

市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、この度、令和4年（2022年）3月6日（日）まで延長されることになりました。

県内の学校においても、児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況であり、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和4年（2022年）1月20日付け教義第1005号 教特第497号 教体第1198号 教文第2356号及び令和4年（2022年）1月27日付け教体第1232号 教義第1025号で通知した対策の期間を令和4年（2022年）3月6日（日）まで延長することとします。

なお、部活動及び教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、下記のとおりとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。

また、各学校においては、進路決定や卒業、進級に関して大変重要な時期であることを踏まえ、家庭と感染拡大への最大の危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動の継続に万全を期すよう指導をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 部活動について

(1) 全体を通じての留意事項

部活動は、令和4年（2022年）3月6日（日）まで原則中止とする。

ただし、今後、公式大会を控えている場合は「(2) 公式大会前の活動」のとおりとする。その場合の活動については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021. 11. 22 Ver. 7）2021. 12. 10一部修正」に示された範囲での活動とし、特に次のア～エのオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえた感染症対策を徹底すること。

【特に徹底が必要な感染症対策等】

ア 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動を控える。

イ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動を控える。

ウ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底する。

エ 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等（観客を集めて行う演奏会等を含む。）を控える。（公式大会前の練習試合等については、（２）イを参照）

（２） 公式大会前の活動

公式大会に参加する部活動に限り、次のア、イを含み、原則大会２週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で活動を行うことができる。

その際は、児童生徒本人及び保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動することとし、参加を強制することがないように配慮すること。

ア 練習について

競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に２週間以上の練習期間（大会前４週間を限度とする）が必要な場合は、市町村教育委員会が認める場合に限り、実施することができる。ただし、地域の感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

イ 練習試合等について

競技の特性上、事故やけが防止等の観点から、大会２週間前から練習試合等（他校との交流活動を含む。（県内に限る））が必要な場合は、市町村教育委員会が認める場合に限り、実施することができる。ただし、地域の感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

２ 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンは、発症を予防する効果が高く、また、重症化を抑制することが期待されることから、県内各市町村において接種が進められていることを踏まえ、教職員に対してワクチン接種の趣旨を周知するとともに、接種を希望する職員が早期に接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689
- 教職員に関すること
学校人事課 平井、池田
096-333-2695